

1. 研究領域名：21世紀におけるわが国の国際取引関係法の透明化と充実化 - Doing Cross-Border Business with/in Japan のために
2. 研究期間：平成16年度～平成21年度
3. 領域代表者：河野 俊行（九州大学・大学院法学研究院・教授）

#### 4. 領域代表者からの報告

##### (1) 研究領域の目的及び意義

日本法に関する情報は対外的に十分な形で発信されておらず、外国から見ればブラックボックス化しており、このことが日本のいわばカントリーリスクとなっている。かかる基本認識に基づき、本領域は、わが国の国際取引関係法の到達点はどこにあるか、それは内外の利用者の側から見てどう評価されているか、今後何をどう整備する必要があるか、の3つの観点から、国際取引主体に関する規整、国際取引の客体に関する規整、国際取引に障害が発生した場合の規整を検討し、対外的に日本法の情報を発信し、我が国のあるべき法システムに関して提言することを目的としている。その際発信される情報が十分であるためには、法律条文のみならず、法律の注釈、関連する判例の紹介、解説等をも含まなければならない。このような法の有機的な形を明らかにして始めて、国際取引に関する法の全体と細部がわかるようになる。しかしこのような体系的な取り組みはこれまでなされてこなかった。また利用者のためにはひとつの法分野だけでなく、法分野横断的に取り組む必要がある。そこで本領域では、複数の法分野を横断する形で計画研究をたて、検索機能も併せ持った独自のウェブサイトにより日本法を体系的に発信し、外国からの視点をもとりいれて改革すべき点を明らかにする。なお法令翻訳に関しては、日本の法令の外国語訳促進プロジェクトが政府主導で行われているが、日本の裁判例と法全体の概説に力点を置く本領域は、補完的機能にとどまらない独自の役割を果たしている。

##### (2) 研究の進展状況及び成果の概要

国際会社法、国際物品サービス取引法、国際金融、国際知的財産権、国際民事訴訟法、国際倒産法、国際仲裁に関する我が国の主要判例（最高裁及び下級審）を英文化、データベース化し、本領域のウェブサイト <http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/> で検索可能にしている。政府の法令外国語訳プロジェクトを2年後に引き継ぐ予定になっている法務省の求めにより、本領域のオリジナル仕様の検索システム情報とウェブサイトのアクセス情報分析結果を、平成19年春に提供した。また内閣官房が取扱っていない法令の英文化、各法分野の英文による概説執筆、英文化した判例の概説への取り込み作業を各班で開始し、完成したものについては各班のウェブサイト（上記領域のポータルからアクセス可能）にアップした。英文化する際の最重要点は翻訳の「質」であり、本領域ではこの「質」を維持するための最大限の努力を払っている。さらにユーザーに求められている日本法情報とは何か、ウェブサイトの機能は何か、を明らかにするため、現在のウェブサイトの内容、機能にかかわるコメントを内外の有識者・実務家等に求め、その回答の分析作業を開始した。

日本法の情報発信およびその手法自体を討論するため、総括班または他の班の主催にかかるシンポジウムをこれまで国内で3回、外国で2回開催している。また領域メンバーが本領域の研究に関連して過去3年間に公表した研究業績は387本に及んでいる。

#### 5. 審査部会における所見

##### A - (努力の余地がある)

日本の国際取引法の海外への翻訳・発信が作業の中心となっているが、必ずしも順調に進んでいるとは言えない。裁判例の翻訳については目標1000に対して現時点で340の翻訳が完了しているというが、量的に物足りないという観は否めない。改正法の翻訳が迅速になされないと翻訳すること自体の意味が半減してしまう。真に海外ユーザーの役に立っているかも明らかでなく、情報発信という意味においても一層の努力が求められる。海外ユーザーの利用度を客観的に把握するとともに、期待される海外ユーザーに対し広報を行い意見を求めるなどの活動をより積極的に推進すべきであろう。内閣官房との連携は評価できるが、中間報告にもあるように翻訳の質を高いレベルに保つことが大きな課題であり、人材確保の工夫が必要である。研究計画の着実な遂行を可能とするようスケジュールを見直すとともに、翻訳・情報発信だけでなく、日本の国際関係法の透明化という視点から学術的成果が得られるよう研究を進めて行って欲しい。